

石川県公報

令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）

号 外

（第 7 0 号）

目 次

監 査 委 員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年10月24日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

（石川県個人情報保護審査会委員の報酬等に係る住民監査請求の監査結果）

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所・氏名（略）

2 請求書の提出

令和 7 年 8 月26日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 石川県個人情報保護審査会委員・小堀秀行氏は、本件請求者が提起した審査請求3件において、いずれの事案についても審議に参加せず、「審議を回避」している。これは、委員としての職責を果たさず、事実上、審議を放棄したものといえる。
- この「審議回避」は一度きりではなく、3件すべての審査請求において繰り返されており、その結果、特定の審査請求者に対して継続的な不利益をもたらすものとなっている。
- 石川県個人情報保護審査会規則第三条第三項には、「審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し」と規定されている。したがって、同氏が審議を回避したことにより、議決に必要な「出席した委員の過半数」に変動が生じ、審議の結論に影響を及ぼす結果となっている。
- さらに、同氏は審査会において唯一の弁護士委員であり、専門的知見をもって審査に貢献することが強く期待されている立場にあるにもかかわらず、その職務を十分に遂行していない。
- よって、期待された職責を果たしていない以上、同氏に対して石川県個人情報保護審査会委員としての報酬および手当等を支給することは妥当でなく、不支給とすべきである。
- 当然のことながら、「審査を回避」するにあたり審査会の了承を得ていたとしても、それが委員としての報酬や手当の受領の合理性を基礎付けるものではない。すなわち、審査回避について了承を得ていたとしても、そのこと自体が同氏における報酬や手当の支給を正当化する根拠とはなり得ない。
- 本件請求者は、当該3件以外にも個人情報に関する審査を申し立てているところ、他の事案においても同氏

の審議回避が認められるのであれば、それらについても本監査の対象とすべきである。

（添付書類）

事実証明書 1～3

1. 石川県個人情報保護審査会委員名簿
2. 石川県個人情報保護審査会規則
3. 石川県個人情報審査請求人（本件請求人）に対する、答申 3 件

第 2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和7年9月19日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年9月30日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和7年9月26日に請求の補足資料として意見書及び別紙（石川県個人情報保護審査会開催状況）を提出するとともに、改めて、請求の要旨について陳述した。

2 監査対象事項

本件請求の要旨を踏まえ、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の小堀秀行委員（以下「本件委員」という。）に係る報酬及び費用弁償の支出のうち、請求人が措置請求書において摘示している本件委員に係る報酬及び費用弁償の支出について監査対象とした。

3 監査対象部局

総務部

4 監査対象部局の監査の経過

総務部に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和7年9月30日に請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容はおおむね次のとおりであった。

(1) 審査会の審議を回避しているとの摘示について

請求人は、本件委員について、「請求者が提起した審査請求3件において、いずれの事案についても審議に参加せず、「審議を回避」している。これは、委員としての職責を果たさず、事実上、審議を放棄したものである」と主張する。

しかしながら、審査会における審査は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第1項に基づき、公正な手続の下で審査を行うものであることから、審査会は、委員に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、義務として、当該委員を回避することとしている。

(2) 審議を回避した委員に対する報酬及び手当等は不支給とすべきとの摘示について

請求人は、本件委員が調査審議を回避したため「本件委員に対して石川県個人情報保護審査会委員としての報酬および手当等を支給することは妥当でなく、不支給とすべきである」と主張する。

しかしながら、本件委員は、請求人が申し立てたとしている審査請求3件を調査審議した審査会の第65回、第69回、第70回及び第71回の会議（以下「4回の会議」という。）については、会議に付議された全ての案件について利益相反が生じるため回避しており、出席の事実がないため、本件委員に対して報酬及び費用弁償は支出されておらず財務会計上の行為は存在しない。

また、本件委員は、請求人が申し立てたとしている当該3件以外の審査請求を調査審議した4回の会議及び第72回の会議のうち、4回の会議については、会議に付議された全ての案件について利益相反が生じるため回避しており、出席の事実がないため、本件委員に対して報酬及び費用弁償は支出されておらず財務会計上の行為は存在しない。一方、第72回の会議については、当該会議に付議された複数案件のうち利益相反が生じる案件を除き調査審議に参加し、出席したため、本件委員に対して所定の報酬及び費用弁償を支出したものである。したがって、当該支出に係る財務会計上の行為は、県に損害を与えるものでないことは明らかであり、請求人の主張は、失当である。

第 4 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

審査会の委員に対する報酬及び費用弁償の支出のうち、請求人が措置請求書において主張する本件委員に対す

る報酬及び費用弁償の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

総務部に対する監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 審査会について

ア 設置根拠

審査会は、保有個人情報の開示請求等に関して、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条の規定により、地方公共団体等の機関が諮問を行うため、行政不服審査法第81条第1項及び石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号）第10条の規定に基づき設置された知事の附属機関である。

イ 委員の審議回避

石川県個人情報保護審査会運営要領（平成16年2月23日第2回審査会決定）によると、審査会は、委員に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、当該委員を回避できることとなっている。

ウ 報酬及び費用弁償の支給要件

附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、石川県附属機関条例（昭和28年石川県条例第27号。以下「附属機関条例」という。）第1条の規定により、「法律又はこれに基づく政令及び他の条例に定めるものの外、この条例の定めるところによる」とされており、関連の法令及び石川県個人情報の保護に関する法律施行条例に特別の定めがないことから、附属機関条例の規定に基づき、報酬については、職務のための出席1日について、また、費用弁償については、職務のため旅行したとき、所定の額を支給することとされている。

〈石川県附属機関条例抜粋〉

第3条第1項 法律又はこれに基づく政令及び他の条例によつて設置された附属機関（中略）の委員（以下「委員」という。）には、職務のための出席一日について会長の職にある委員には三万三千元以内、その他の委員には二万八千元以内の報酬を支給する。

第4条第1項 委員が職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

〈附属機関の委員報酬等の単価改正について（平成6年7月1日付け財第116号総務部長通知）抜粋〉

附属機関の委員報酬等の単価表

（単位：円）

区 分		会長	委員
附属機関等法令に基づく義務設置機関	B	23,000	18,000

（注）適用基準 B：県政の基本的な方策を審議し、特にその業務が高度な判断を要するもの以外のもの

(2) 審査会の開催状況について

審査会は、本件請求時点までに、請求人が審査請求を申し立てた計4件の案件を調査審議する会議を、第65回、第69回、第70回、第71回及び第72回の計5回開催している。

(3) 本件委員の会議への出欠状況について

本件委員は、5回の会議のうち、第72回の会議にのみ出席しており、4回の会議については、各会議に付議された全ての案件に利益相反が生じるためとして回避したため、いずれも出席していない。

(4) 本件委員の審議の回避状況について

本件委員は、請求人が審査請求を申し立てた案件の全てについて、いずれも利益相反が生じるためとして、審議を回避している。

(5) 報酬及び費用弁償の支出状況について

本件委員は、4回の会議については、いずれも出席していないことから、本件委員に対して報酬及び費用弁償は支出されていない。一方、第72回の会議については、出席し、利益相反が生じる案件を除き審議に参加していることから、附属機関条例等に基づき、本件委員に対して報酬及び費用弁償を支出している。

(6) 報酬及び費用弁償以外の請求人の主張について

請求人は、請求の要旨や意見書において、報酬等の支出の適否以外にも種々主張しているが、監査請求の対象となる財務会計上の行為等に該当するものは、本件委員に対する報酬及び費用弁償の支出のみであり、その

他の主張は、監査請求の対象とならない。

2 判断

請求人の主張、総務部の説明等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 報酬及び費用弁償の支出に係る適否の判断について

本件委員に対する報酬及び費用弁償の支出については、本件委員が審査会の会議に出席したか否か、及び附属機関条例等に基づいて適正に支出されたか否かについて適否を判断することが相当である。

(2) 審議を回避した委員に対する報酬等是不支給とすべきとの摘示について

4 回の会議については、本件委員に対して報酬及び費用弁償を支出しておらず、該当する財務会計上の行為は存していない。

一方、第72回の会議については、本件委員は職務のため出席し、利益相反が生じる案件以外の審議に参加していることから、附属機関条例等に基づき、本件委員に対して所定の報酬及び費用弁償を支出している。なお、その内容や手続に違法又は不当と認められる点はなかった。

(3) 結び

以上のことから、本件委員に対する報酬及び費用弁償の支出については、違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。